

# 実績評価書

(厚生労働省2(VIII-1-2))

<p><b>施策目標名</b></p>	<p>自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標VIII-1-2)                  基本目標VIII: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること                  施策大目標1: 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>																
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法は、平成28年3月に一部改正され、同法に基づき策定する、政府が推進すべき自殺対策の指針である、「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)もまた、平成29年7月に改定された。また、自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの実践的な取組みを中心とするものへと転換を図るため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 国における推進体制の整備のため、平成28年度より、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」を設置し、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいる。</p> <p>○ 平成28年の自殺対策基本法の改正等を踏まえ改定された、第3次大綱では、以下の12項目を当面の重点施策としている。このうち、第3次大綱から新たに追加されたのは、「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」といった項目であり、自殺対策の推進体制についても、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれている。</p> <p><b>【自殺総合対策における当面の重点施策】</b></p> <table border="0" data-bbox="409 1009 1764 1202"> <tr> <td>① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</td> <td>⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる</td> </tr> <tr> <td>② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</td> <td>⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</td> </tr> <tr> <td>③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</td> <td>⑨ 遺された人への支援を充実する</td> </tr> <tr> <td>④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</td> <td>⑩ 民間団体との連携を強化する</td> </tr> <tr> <td>⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</td> <td>⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</td> </tr> <tr> <td>⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</td> <td>⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する</td> </tr> </table> <p>○ この他、新型コロナウイルス感染症対策として、自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援を行っている。</p>					① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる	② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	⑨ 遺された人への支援を充実する	④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	⑩ 民間団体との連携を強化する	⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する
① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる																
② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ																
③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	⑨ 遺された人への支援を充実する																
④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	⑩ 民間団体との連携を強化する																
⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する																
⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する																
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>平成10年以降14年連続で3万人以上いた自殺者が平成30年は20,840人と9年連続で減少を続けている。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる。</p>															
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>		<p><b>達成目標の設定理由</b></p>														
<p>目標1</p>	<p>地域レベルの実践的な取組みの更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。</p>		<p>・ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。</p> <p>・ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。</p>														
<p><b>施策の予算額・執行額等</b></p>	<p>区分</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>											
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,620,158</p>	<p>3,077,407</p>	<p>3,129,224</p>	<p>3,293,124</p>	<p>3,443,173</p>											
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>1,138,250</p>	<p>0</p>											
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>											
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,620,158</p>	<p>3,077,407</p>	<p>3,077,407</p>	<p>3,129,224</p>	<p>4,431,374</p>	<p>3,443,173</p>											
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,154,290</p>	<p>2,796,943</p>	<p>2,796,943</p>	<p>2,763,703</p>	<p>3,777,312</p>	<p>3,777,312</p>											
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>82.2%</p>	<p>90.9%</p>	<p>90.9%</p>	<p>88.3%</p>	<p>85.2%</p>	<p>85.2%</p>											
<p><b>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</b></p>	<p><b>施政方針演説等の名称</b></p> <p>自殺総合対策大綱(閣議決定)</p>		<p><b>年月日</b></p> <p>平成29年7月25日</p>	<p><b>関係部分(概要・記載箇所)</b></p> <p>「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」</p>													

<p><b>達成目標1について</b></p>	<p>地域レベルの実践的な取組みの更なる推進等により、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこと。</p>																																						
<p><b>指標1</b> 人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)</p>	<p><b>指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>																																						
<p>年度ごとの目標値</p>	<p>自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。(旧大綱(平成24年8月閣議決定)平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。)</p> <table border="1" data-bbox="724 2567 2037 2831"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> <th>主要な指標</th> <th>達成</th> </tr> <tr> <th>平成27年</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和8年</th> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">(○)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.5</td> <td>16.8</td> <td>16.4</td> <td>16.1</td> <td>15.7</td> <td>集計中(令和4年2月下旬公表予定)</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>-</td> <td>17.5</td> <td>17.0</td> <td>16.5</td> <td>16.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年	○	(○)	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	集計中(令和4年2月下旬公表予定)	13.0	年度ごとの目標値	-	17.5	17.0	16.5	16.0			
基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成																															
平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年	○	(○)																															
18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	集計中(令和4年2月下旬公表予定)	13.0																																	
年度ごとの目標値	-	17.5	17.0	16.5	16.0																																		

測定指標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	指標2 自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合 (アウトカム)	自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するにより、自殺対策に関する国民の理解を深めることが必要であることから、平成28年改正時に、自殺予防週間や自殺対策強化月間が設けられたもの。これらの認知度を高める必要があることが、指標として設定した。 目標値は、第3次大綱に「国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを旨とする」とされていることから、66.7%とした。 ※ 令和2年度実績値53.6%は、分母:厚生労働行政モニターアンケート回答者の人数(390人)のうち、分子:自殺予防週間、自殺対策強化月間の両方若しくはいずれかについて知っている方の人数(209人)から算出したもの。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		△	
	年度ごとの目標値	-	-	-	53.0%	59.8%					
	指標3 交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数 (アウトプット)	自殺対策をおこなう地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。なお、目標値は「前年度の実績以上」とする。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		△	
	年度ごとの目標値	1,260	1,263	1,316	1,367	1,388	前年度の実績以上				
	【参考】指標4 SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)	実績値									
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
	-	10,129	22,725	45,106	63,028						
【参考】指標5 (ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数	実績値										
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
		(ア)4.5 (イ)17.8	(ア)5.0 (イ)17.7	(ア)5.3 (イ)17.1	(ア)5.9 (イ)16.8	(ア)7.1 (イ)19.9					
【参考】指標6 原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数	実績値										
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
		1,978	1,991	2,018	1,949	1,918					

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(人口10万人当たりの自殺者数)については、令和2年度実績値は集計中であるが、平成28年度から令和元年度までは全ての年度において目標を達成していること、また令和元年度において既に令和2年度目標値を達成していることを踏まえ、目標を達成しているとみなせると判定した。</li> <li>指標2(自殺予防週間や自殺対策強化月間について、聞いたことがある人の割合)については、令和2年度は目標に達成していないものの、目標値の80%以上達成したため、目標を概ね達成していると判定した。</li> <li>指標3(交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数)については、令和2年度は目標に達成していないものの、目標値の80%以上達成していることに加え、年々実績を伸ばしていることから、目標を概ね達成していると判定した。</li> <li>以上より、全ての指標において目標を概ね達成していると評価できることから、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。</li> </ul>
評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1について、実績値が集計中の令和2年度を除く計画期間中のすべての年度において目標を達成しており、自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)で定めた令和8年度目標値に近づいている。我が国の自殺者数は、令和2年は新型コロナウイルス等の諸問題の影響により増加したものの、平成22年以降は10年連続の減少となっており、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた、相談体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、普及啓発などの総合的な自殺対策は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標2について、平成30年度から令和元年度にかけて、自殺予防週間や自殺対策強化月間を聞いたことがある人の割合が大幅に増加(※1)しており、各イベント時における、ポスターやインターネット広告などの広報活動による普及啓発が有効に機能していると評価できる。令和2年度はコロナ禍において自殺者数が増加したことを受け、委託事業の追加契約を行うなど、令和元年度よりもインターネット広告等の件数を増やし、より多くの方に相談先や自殺予防週間、自殺対策強化月間等の情報の周知を図ったところであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連情報やその支援情報の国民的なニーズが緊急的に高まったことから相対的に自殺予防週間や自殺対策強化月間に関する十分な情報を届けることができなかつたことが目標達成ができなかつた要因の一つであると考えられる。このため、今後も引き続き、より多くの方が自殺対策に関する理解を深めるための広報活動を通じた普及啓発を推進する必要がある。</li> </ul> <p>※1 令和元年度:分母372人、分子231人/平成30年度:分母342人、分子135人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標3について、平成28年度から令和元年度にかけて、交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数は目標を達成しており、地域自殺対策計画に基づく地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策への取組を支援することにより、自殺者の減少につながっていると評価できる。しかしながら、令和2年度の目標達成ができなかつたが、この要因は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、予定していた普及啓発や人材養成事業等の実施を見送った自治体があった事であると考えられる。今後も引き続き、地域における自殺対策の支援を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、指標2、3も含めた総合的な自殺対策を推進することにより、自殺者数の減少に寄与しており、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標2については、業務実施者の選定にあたり総合評価による一般競争入札での競争性のある調達方式としていることから、毎年度時代に即した新しい内容に見直ししながら、効率的に事業が実施されていると評価できる。</li> <li>指標3については、毎年度、事業内容や所要額を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、国、自治体、民間団体が連携して、それぞれの役割に応じた取組を行うことで効率化を図っている。引き続き、地域の実情を踏まえて、PDCAサイクルによる効果的・効率的な取組の支援を図っていく。</li> </ul> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、平成22年以降は10年連続の減少となっており、令和元年の年間自殺者数は2万169人と昭和53年の統計開始以来最小となった。しかし、令和2年7月以降は増加の傾向となり、令和2年の年間自殺者数は2万1,081人(男性14,055人、女性7,026人)となり、前年に比べ912人(4.5%)増加した。特に女性は対前年比935人増となったほか、小中高生は499人と過去最高となった。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</li> <li>指標2については、自殺対策に係る情報発信、ポスターやインターネット広告、SNS広告、ネット配信番組など様々な媒体による広報活動を実施することにより、国民の自殺対策への理解促進に取り組んでいく必要がある。</li> <li>指標3については、年々実績を伸ばしていることから、引き続き目標を達成できるよう、自治体や関係団体等と連携しながら事業を推進していく必要がある。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により相談員が事務所に出でられず、一時的に相談業務に支障を来したが、①リモートで相談できるようにする、②パーティションで区切るなどの感染対策により相談員が安心して相談できる環境を整備する、などの工夫をした場合に国から補助するなど相談体制の維持を図った。</li> <li>生活困窮者の自立支援の相談窓口と自殺相談窓口の連携を実施するとともに、児童相談所と自殺相談窓口の連携や全国の教育委員会と地域の自殺対策部局との連携に係る連名通知を发出するなど、横断的な取組を実施している。</li> </ul>

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1、3については、目標年度における目標値の達成に向け順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> <li>なお、指標3について、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難であり、また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は引き続き「前年度の実績以上」とする。</li> <li>指標2については、目標年度の目標値の達成に向け、今後は、新しい広告メニューや媒体の活用等により、より一層の目標達成のための普及啓発事業を実施していく。</li> <li>令和2年は新型コロナウイルスによる諸問題が自殺者の増加に影響を与えている懸念があることから、例えば、民間団体が設置した新たな電話相談窓口(フリーダイヤル)への支援を行うほか、24時間365日、年齢・性別関係なく、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談への支援を開始するなど、自殺を考えている方に対する電話やSNSによる相談体制の拡充に努めており、引き続き推進していく。</li> </ul>
--	----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第10回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキング(令和3年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下の6点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>① 指標1(人口10万人当たりの自殺者数)について、重点施策として、子ども・若者の自殺対策の推進を掲げており、現状分析欄で女性の自殺者数の増加を記載しているなど、施策の重点的に実施している集団を分析するため、指標1の内訳として記載・分析してほしい。 ⇒ 指標1の内訳として女性や子どもの自殺者数について記載・分析することについて、どのような形式で記載できるのかを含め次回策定の際までに検討したい。</p> <p>② 実態分析を行った上で指標を設定することが必要。指標1(人口10万人当たりの自殺者数)は重要な指標だが、指標2(自殺予防週間や自殺対策強化月間)について聞いたことがある人の割合)や指標3(交付金を活用して事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数)は別の指標に変える余地があるのではないかと。 ⇒ 指標2について、インターネット広告、動画広告等の活用により、自殺予防週間や自殺対策強化月間の情報や、相談窓口等の周知広報に取り組んでいるところ、今後は、広告の誘導先であり、各種支援策を掲載している特設サイトへのアクセス件数を目標値に設定することを、次回策定の際までに検討したい。 指標3について、都道府県や市町村の取り組みについては、地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応するために自殺防止に係る取組を実施しているものであるが、事業メニューごとの事業数を指標とすることを検討したい。対象者数については、自治体の作業負担をかけることになるため慎重に検討する必要がある。なお、民間団体の取組については、民間団体からの申請があり、かつ、適当と認められるものについて補助をしており、年度毎に申請数や事業内容が異なることから、団体数や事業数を指標とすることは難しい。</p> <p>③ 指標3(交付金を活用して事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数)については、交付金を活用して事業を実施する自治体等の数だけではなく、主な事業だけでもよいので、事業の対象者数や対象事業数を分かるようにしてほしい。また、民間団体の取組に関する指標を独立させることも検討し、地域的な取組の展開の評価をしてほしい。 ⇒ ②及び④の検討と同様。</p> <p>④ 参考指標4(SNSを活用した相談事業における相談件数)については、SNSの相談が「居場所」としての機能も果たしていることも踏まえつつ、参考指標から測定指標に格上げした上で、相談を受けて自治体や制度につながった割合がどの程度なのかを把握できるようにした方がよいのではないかと。 ⇒ 参考指標4については、測定指標に格上げするとともに、相談を受けて自治体や制度につながった割合については、各団体の取組方針や、相談者の相談内容、意向や及び自殺念慮の有無等によって、その多くは相談を聞く(いわゆる傾聴)にとどまり、必要に応じて制度や支援機関に繋ぐこととしているため、つないだ件数で評価することについては誤誘導につながる危険性があるので慎重に取り扱う必要がある。 このため、大綱に記載している地域レベルでの実践的な取組への支援として、(国から提供される地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージなどを踏まえて策定される)「地域自殺対策計画」の策定件数(自治体数)を指標として設定することを含め、どのような形式で記載できるのかを次回策定までの際に検討したい。</p> <p>⑤ 参考指標6(原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数)について、「原因・動機が特定されない自殺者」の取扱いをどのようにするかも踏まえて、どのような参考指標を設定するかを検討してほしい。 ⇒ 参考指標6については、自殺者の原因・動機については警察庁の捜査によるところであり、「原因・動機が特定されない自殺者」について参考指標として設定することは難しい。</p> <p>⑥ 自殺の背景・課題として、DVの問題、非正規雇用による経済的困窮、メンタルヘルスの問題、孤独・孤立の問題等も関係があると思われるため、他施策と連携し、横断的な取組を実施されていると思うので、そのような観点から指標を設定するよう検討してほしい。 ⇒ 自殺の原因・動機の中にはDVや勤務問題、経済生活問題、精神疾患、孤独・孤立などがあり、様々かつ複合的な場合が多く、これまで、生活困窮者の自立支援の相談窓口と自殺相談窓口の連携を実施するとともに、児童相談所と自殺相談窓口の連携や全国の教育委員会と地域の自殺対策部局との連携に係る連名通知を発出するなど、横断的な取組を実施しているところであり、引き続き関係機関との連携に取り組んでまいりたい。 なお、自殺の原因・動機として挙げられている背景や課題については、既に各分野における施策として取り組まれているところであり、施策ごとに指標を設定することが望ましいため、それらをまとめた指標を設定することは難しい。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>自殺対策について： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html</a></p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>社会・援護局総務課 自殺対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自殺対策推進室長 高橋 俊博</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	------------------------------	---------------	-----------------------	-----------------	---------------